

丹波篠山ふるさと基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

当該基金は、寄附を通じた参加型の地方自治を実現し、寄附金を財源として市が行う新しいふるさとづくり及び市民提案による個性豊かなまちづくりを推進する目的で設置し、丹波篠山ふるさと応援寄附金（ふるさと納税による寄附金）や、ふるさと納税などの制度によらない寄附金を財源として積み立ててきました。

一方、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金は、地域再生法に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業が対象となる寄附金で、当該年度内に企業から受領した寄附金全額を事業費に充てる運用をしてきました。

このたび、企業版ふるさと納税による寄附金も、丹波篠山ふるさと基金に積み立てることで、次年度以降の事業にも寄附金を有効に活用するため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

第 2 条において、寄附金により実施する事業に「地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業」を加えます。

【改正後の第 2 条】

（事業の区分）

第 2 条 前条の寄附金により実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域コミュニティづくりの推進に関する事業
- (2) 環境の保全及び緑化の推進に関する事業
- (3) 景観形成の推進に関する事業
- (4) 保健福祉の充実にに関する事業
- (5) 産業及び観光の活性化に関する事業
- (6) 文化及び教育の振興に関する事業
- (7) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業
- (8) その他市長が必要と認める事業

3 施行期日

公布の日

【議案第28号】

丹波篠山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案第29号】

丹波篠山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

【議案第30号】

丹波篠山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案第31号】

丹波篠山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

介護保険サービス等の基準については、厚生労働省令を踏まえ、市の条例で定めることとされています。この度、令和6年度介護報酬改定に併せて各介護保険サービスに係る基準等の一部を改正する省令が公布されたことから、本市で所管する居宅介護支援、居宅予防支援、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの各基準条例の改正を行います。

2 改正の概要

今回の介護報酬の改定では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることを基本的な視点としており、改正された厚生労働省令を踏まえて以下の事項についての改正を行います。

【議案第28号】居宅介護支援に係る事項

No.	改正内容
1	<p>ケアマネジャー1人当たりの取扱件数</p> <p>指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準（1人当たりの取扱件数）を見直す。原則は、これまでの39人以下から44人以下に改める。また、国民健康保険中央会のケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合には49人以下とする。</p>
2	<p>指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p> <p>人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態が安定していること。 ・ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。 ・ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。 <p>ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。</p>

【議案第29号】介護予防支援に係る事項

No.	改正内容
1	<p>介護予防支援の円滑な実施</p> <p>指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の指定を受けることを可能とし、指定を受ける場合の人員配置等についての基準を設ける。</p>
2	<p>指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p> <p>人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者</p>

	<p>その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態が安定していること。 ・ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む。） ・ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。 <p>ウ 少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問すること。</p>
--	---

【議案第30号】地域密着型サービスに係る事項

No.	改正内容
1	<p>介護現場の生産性の向上</p> <p>介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の設置を義務付ける。（3年の経過措置あり）</p>
2	<p>看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点における「通い」「泊まり」で提供されるサービスに、看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。</p>

【議案第31号】地域密着型介護予防サービスに係る事項

No.	改正内容
1	<p>介護現場の生産性の向上</p> <p>介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の設置を義務付ける。（3年の経過措置あり）</p>

全条例に共通する事項

No.	改正内容
1	重要事項の揭示 事業所内での「書面揭示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上での情報の閲覧ができるよう、「書面揭示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表することを義務付ける。（1年間の経過措置あり）
2	管理者の兼務範囲の明確化 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくとも差し支えない旨を明確化する。
3	身体拘束等の適正化の推進 身体拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。 ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備及び研修の定期的な実施）を義務付ける。（1年の経過措置あり） イ 訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援及び介護予防支援について、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束を行う場合の記録を義務付ける。

3 施行期日

令和6年4月1日

令和6年度選定小学校教師用教科書及び指導書、指導用教材購入契約について

契約内容詳細

- | | | |
|----|--------|--|
| 1 | 事業名 | 令和6年度選定小学校教師用教科書及び指導書、指導用教材購入 |
| 2 | 事業内容 | 市内各小学校の教師が利用する教科書及び指導書、指導用教材の購入 |
| 3 | 納入場所 | 丹波篠山市立篠山小学校他 計11校 |
| 4 | 契約方法 | 随意契約 |
| 5 | 仮契約日 | 令和6年2月27日 |
| 6 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2項による
・教科書の販売価格については、再販売価格維持制度により定価販売となっているため、その性質又は目的が競争入札に適さない。 |
| 7 | 選定事業者 | 合資会社 小山書店
・各小学校で利用する教科書は、教科書・一般書籍供給会社と教科書供給契約を締結している教科書取扱書店でないと購入できないため、上記事業者を選定 |
| 8 | 仕様概要 | 篠山小学校、八上小学校、城北畑小学校、岡野小学校、城東小学校、西紀小学校、西紀北小学校、城南小学校、古市小学校、今田小学校、篠山養護学校
・教師用教科書 通常学級 627冊
・教師用教科書 特別支援学級 850冊
・指導書及び指導用教材 803セット |
| 9 | 予算額 | 31,546,000円 |
| 10 | 予定価格 | 31,448,596円(税込額) |
| 11 | 仮契約金額 | 31,448,596円(税込額) |
| 12 | 納入期限 | 令和6年3月29日(金) |
| 13 | その他 | 多紀小学校、西紀南小学校、大山小学校、味間小学校については、森本書房が教科書取扱書店となっている。契約金額は14,693,584円 |

小学校別購入数表（合資会社 小山書店担当分）

小学校名	教科書 通常学級分	教科書 特別支援学級分	指導書及び 指導用教材	
篠山小	57 冊	150 冊	73 セット	
八上小	57 冊	100 冊	73 セット	
城北畑小	57 冊	100 冊	73 セット	
岡野小	57 冊	100 冊	73 セット	
城東小	57 冊	100 冊	73 セット	
西紀小	57 冊	50 冊	73 セット	
西紀北小	57 冊	50 冊	73 セット	
城南小	57 冊	100 冊	73 セット	
古市小	57 冊	0 冊	73 セット	
今田小	57 冊	100 冊	73 セット	
篠山養護	57 冊	0 冊	73 セット	
冊数計	627 冊	850 冊	803 セット	
金額	258,467 円 (非課税)	359,329 円 (非課税)	30,830,800 円 (うち、消費税 2,802,800 円)	計 31,448,596 円

令和 5 年度 丹波篠山市一般会計補正予算（第 1 6 号）説明資料
（地域生活支援事業について）

1 事業概要

【概要】

地域生活支援事業で実施している障害者基幹相談支援センター委託については消費税の非課税扱いとしていましたが、国の通知により消費税の課税対象として明確に示されたことから、委託費の消費税分（延滞税分含む）を増額し、受託事業者に支払います。

【経緯】

国において、障害者相談支援事業等における税務上の取扱いについて、令和 5 年 1 0 月 4 日付け、こども家庭庁・厚生労働省発出の事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、障害者総合支援法第 7 7 条及び第 7 8 条を根拠として市町村及び都道府県が行う障害者相談支援事業等については、社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項で規定する社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象であることが明確に示されました。

本市における障害者相談支援事業等について確認したところ、障害者総合支援法第 7 7 条の 2 を根拠とする「基幹相談支援センター事業」を、令和 3 年度から令和 5 年度において社会福祉法人に委託しているものの、消費税非課税事業と誤認していたため、その間における委託料に消費税が加算されていないことが判明しました。

【対応】

受託事業者には、過年度分について修正申告を行い、令和 6 年 3 月 3 1 日までに納税できるよう準備を進めていただいています。現年分については、納期限の令和 6 年 5 月 3 1 日までに納税いただきます。

2 補正額

2, 1 2 4 千円

積算根拠：相談業務委託料（令和 5 年度分 消費税）	1, 0 5 6 千円
補償金（令和 3 年度分 消費税及び延滞税）	5 4 0 千円
（令和 4 年度分 消費税及び延滞税）	5 2 8 千円

財源：地域生活支援事業補助金（国庫）	5 2 7 千円
地域生活支援事業補助金（県）	2 6 3 千円
一般財源	1, 3 3 4 千円

3 担当課

保健福祉部社会福祉課